

2.5 「評価」のポイント等

(1) 低周波音苦情の種類

低周波音の苦情には、建具等のがたつき等の物的苦情と、室内における不快感等の心身に係る苦情がある。評価にあたってはそれぞれ別個に実施する。

(2) 対応関係の確認

- 音圧レベル変化の対応：
発生源近傍での音圧レベルの変化と苦情者側での音圧レベルの変化が対応しているかを確認する。
- 卓越周波数の対応：苦情者宅屋外で問題となる低周波音の卓越周波数が発生源近傍で観測される卓越周波数と一致しているかを確認する。
- 施設の稼働状況と苦情者の反応の対応：発生源と推定される施設の稼働状況（稼働・停止等）と苦情内

容に対応があるかどうかを確認する。これらについて、対応があれば、推定される発生源が原因である可能性が高い。

(3) 参照値との比較

対応関係が確認できた場合には、測定結果を指針の参照値(表-1)と比較する。

測定値がいずれかの周波数で参照値を上回っていれば、その周波数が苦情の原因である可能性が高い。対応関係があるが参照値を下回る場合、他の原因も含め多角的に調査する。発生源の稼働状況と苦情内容との対応がない場合は、調査対象の見直しを含め再検討を行う。特に心身苦情では、対応関係が認められない場合には、苦情者自身の問題（耳鳴りなど）の可能性も含めて注意深く検討する。

手引書に示されている「低周波音問題の評価手順」を13頁に示す。

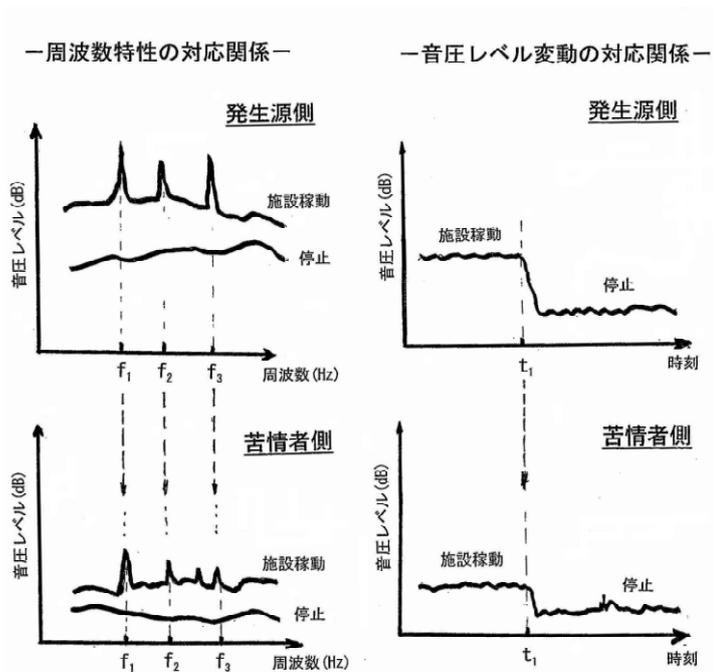


表-1 低周波音苦情への対応のための参照値(5~80Hz 及び G 特性音圧レベル)

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	G 特性
低周波音による 物的苦情に関する 参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99			
低周波音による 心身に係る苦情に 関する参照値				92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	92

(dB)

心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。

なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が 10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。